第八号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉛）」を「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉟）」に改め、同様式記載要領１中「解散」を「平成22年９月30日以前に解散」に改め、「道府県民税の申告」の下に「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第５項の規定による申告）」を、「事業税を申告」の下に「（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）」を加える。

第九号様式記載要領１中「解散」を「平成22年９月30日以前に解散」に改め、「残余財産分配予納等申告」の下に「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第５項又は同法第72条の30の規定による申告）」を、「清算確定申告」の下に「（同法第53条第５項又は同法第72条の31の規定による申告）」を、「修正申告」の下に「（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告）」を加え、同様式記載要領９中「法第53条第25項」を「平成22年旧地方税法第53条第25項」に、「法第72条の31第４項」を「同法第72条の31第４項」に、「政令第９条の２又は政令第29条」を「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第１条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法施行令」という。）第９条の２又は同令第29条」に改め、同様式記載要領10中「法第53条第46項」を「平成22年旧地方税法第53条第46項」に、「政令第９条の９の２」を「平成22年旧地方税法施行令第９条の９の２」に改める。

第九号の二様式記載要領１中「第53条第31項」を「第53条第26項」に、「同条第45項」を「同条第40項」に、「又は同条第46項」を「若しくは同条第41項」に改め、「還付を受けようとするとき」の下に「又は平成22年９月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするとき」を加える。

第十号様式の表中「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額⑥」を「清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除額⑥」に改める。

第十号の三様式記載要領５中「同条第12号の７の５」を「同条第12号の７の７」に改める。

第十号の四様式記載要領５中「同条第12号の７の５」を「同条第12号の７の７」に改める。

第十二号様式記載要領１中「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に改める。

第十三号様式記載要領４中「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に改める。

第十三号の二様式記載要領４中「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に改める。

第十四号様式の表中

「

決算確定の日	平成　年　月　日	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の申告書の種類	青色・その他		
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無

」を

「

決算確定の日	平成　年　月　日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	平成　年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日	翌期の中間申告の要否	要・否
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無

」に

改め、同様式記載要領９中「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に改める。

第十四号様式別表１記載要領５中「第321条の８第６項又は第11項」を「第321条の８第５項又は第９項」に改め、同様式別表１記載要領６中「第321条の８第15項又は第19項」を「第321条の８第12項又は第15項」に改める。

第十四号様式別表二記載要領１中「第321条の８第６項」を「第321条の８第５項」に改め、同様式別表二記載要領２中「第321条の８第７項各号」を「第321条の８第６項各号」に、「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に、「第321条の８第７項第１号」を「第321条の８第６項第１号」に、「第321条の８第７項第２号」を「第321条の８第６項第２号」に改め、同様式別表二記載要領３中「第321条の８第８項」を「第321条の８第７項」に、「適格合併等（同項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」に、「同条第７項」を「同条第６項」に改める。

第十四号様式別表二の二記載要領１中「第321条の８第11項」を「第321条の８第９項」に改め、同様式別表二の二記載要領２中「第321条の８第12項」を「第321条の８第10項」に、「適格合併等（同条第８項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同条第８項に規定する被合併法人等をいう。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」に、「同条第12項」を「同項」に改める。

第十四号様式別表二の二記載要領１中「第321条の８第15項」を「第321条の８第12項」に、「同条第19項」を「同条第15項」に、「同条第15項若しくは第19項」を「同条第12項若しくは第15項」に改め、同様式別表二の二記載要領３中「第321条の８第16項」を「第321条の８第13項」に、「適格合併等（同条第８項に規定する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る被合併法人等（同条第８項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」に、「同条第16項」を「同項」に改め、同様式別表二の二記載要領４中「第321条の８第20項」を「第321条の８第16項」に、「適格合併等に係る被合併法人等」を「被合併法人等」に改める。

第十四号様式別表三記載要領１中「第321条の８第29項」を「第321条の８第24項」に改め、同様式別表三記載要領４(1)中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格組織再編成（政令第48条の13第７項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」を「適格合併等（適格合併（法人税法第２条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」に、「適格組織再編成」を